確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略



業務案内 -

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争(労使間トラブル)の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- · 給与計算業務
- 各種助成金、奨励金申請
- 経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



返済不要の公的助成金活用 ~ 平成 29 年度 雇用関係助成金~

> 田中社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 田中 洋

企業が雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、社員の能力向上などを行った場合に助成金を活用できる場合があります。助成金は、補助金や融資と違い、返済する必要はありません。ただし、全て「申請」ベースのため、知らないと申請すら出来ません。御社で行った(行う)改善等が該当する場合は、是非助成金を活用してみましょう!

今回ご紹介する助成金以外にも、助成金や奨励金はありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

トライアル雇用奨励金 ~ 一般トライアルコース ~

経験不足や知識不足から安定的な就職が困難な人(※)を<u>ハローワークや民間の職業紹介等の紹介で一定期間施行(トライアル)雇用した事業主</u>に対して助成されるものです。

■ 助成額 1 人あたり月額最大 4 万円 (最長 3 ヶ月) 対象者がひとり親家庭の親の場合 月額最大 5 万円 (最長 3 ヶ月)

安定的な就職が困難な人(※)とは…?

- ①就労経験のない職業に就くことを希望する者
- ②学卒後3年以内で、安定した職業に就いていない者
- ③2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者
- ④離職している期間が1年を超えている者
- ⑤妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いて いない期間が1年を超えている者
- ⑥就職支援にあたって特別の配慮を要する者(母子家庭の母、父子家庭の父)

≪ポイント!≫

事前に「トライアル求人」で募集したい旨をハローワークや職業紹介に伝えることです。紹介時に「トライアル雇用」枠で応募がありますので、対象者をトライアル雇用した場合に給付されます(新規採用者を後からトライアル対象とは出来ません)。

返済不要の公的助成金活用診断サービス受付中 info@sr-tanakaoffice.com

雇用調整助成金 ~ 労働者の雇用維持を図る ~

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、<u>事業活動の縮小を余</u> 儀なくされた事業主(※)が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を 実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が 前年同期に比べて10%以上減少していることなど…

■ 助成額

助成内容と受給金額	中業企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者 1 人あたり 7,775 円が上限です。 (平成 28 年 8 月 1 日現在)	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

[•] 支給限度日数は 1 年間で 100 日、3 年で 150 日

≪ポイント!≫

会社都合の休業のため、「休業手当」の支払いが必要です。また、休業等が労使協定に基づくものが条件のひとつです。実際に休業等に入る前には、事前に「計画書」の作成が必要となります。

特定求職者雇用開発助成金 ~ 三年以内既卒者等採用定着コース ~

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的に、既 卒者等が応募可能な新卒求人の申し込みや募集を行い、既卒者等を新規学卒枠で初めて 採用後、一定期間定着させた事業主に助成されます。

■ 助成額

企業区分	対象者(コース)	1 年定着後	2年定着後	3 年定着後
中小企業	既卒者等コース	50 万円	10 万円	10 万円
	高校中退者コース	60 万円	10 万円	10 万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35 万円	-	-
	高校中退者コース	40 万円	-	-

各期ごとに申請すれば給付が受けられます(最大3回、最大80万円)。

≪ポイント!≫

コースごとに支給要件が定められています。

返済不要の公的助成金活用診断サービス受付中 info@sr-tanakaoffice.com

【既卒者等コース】

- 1. 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求 人・募集に応募した既卒者・中退者の通常の労働者として雇用したこと(少 なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可能であることが必要です)
- 2. これまで既卒者等を新卒枠で雇い入れたことがないこと

【高校中退者コース】

- 1. 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、 当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として 雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であ ることが必要です)
- 2. これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと



キャリアアップ助成金 ~ 正社員化コース ~

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(以下「有期契約労働者等」)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

正社員化コースは、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した事業主に対して助成されます。

■ 助成額

企業区分	(1)有期 → 正規	(2) 有期 → 無期	(3) 無期 → 正規
中小企業	1 人あたり 57 万円	1 人あたり 28.5 万円	1 人あたり 28.5 万円
それ以外の 企業	1 人あたり 42.75 万円	1 人あたり 21.375 万円	1 人あたり 21.375 万円

※派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合は、(1)(3)1 人あたり 28.5 万円加算

※生産性要件を満たす場合は上記金額が割増となります。

≪ポイント!≫

キャリアアップを実施する前に「キャリアアップ計画書」を作成、提出し、その計画期間内で上記の転換、直接雇用等を実施します。正規雇用には勤務地・職務限定正社員や短時間正社員も含みます。

上記以外にも助成金や細かい支給要件がありますので、 詳細につきましては、ご相談下さい。まだまだご紹介した い助成金がありますので、来月も引き続き助成金特集を組 む予定です!



田中社会保険労務士事務所相談室 <u>固定残業手当ってどうやって</u>計算するの…?!

市内の雑貨販売を経営しています。10:00 開店で20:00 までです。基本的に開店は店員に任せ、閉店は自分で行っています。ただセール時期や接客の関係で、閉店まで(時にはそれ以上)店員が残っていることもあります。給与計算にあまり時間を取られたくないので、月給で毎月決まった金額を支払ってきましたが、未払い残業があると店員に指摘され、先月支払ったばかりです。経営者の仲間に「固定残業手当とすればいちいち計算しなくても大丈夫だよ」と言われたのですが、どのように計算すればいいのかわかりません。その他、何か注意しなければいけないことがあれば、教えてください。

Answer

時間外に働いた分があれば、当然「残業代」の支払いは必要となります。この支払いをしていないと「未払い残業代」となり、悪質と判断された場合は書類送検されてしまいます。固定残業代制度とは、例えば「10時間分は残業があってもなくても毎月支払いをします」という制度で、残業が10時間以内であれば毎月の給与は変動しません(その他の手当等は除く)。計算方法は以下の通りです。

例:給与20万円 → 残業代の基礎。

(毎月支払う各種手当があればそちらも含めます。ただし、①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた賃金 ⑦賞与等は 除外できます)

1日の労働時間8時間、1ヵ月平均労働日数20日

20万円÷(20日×8時間)×1.25×固定残業時間数

(10時間の場合 → 15,625円)

確かにいちいち計算しなくても良いように見えますが、労働時間管理はしっかりと行って下さい。仮に残業が10時間以上であれば、10時間以上の部分は支払いをしないと「未払い残業代」となってしまいます。

なお、厚生労働省が求職者に対して適正な労働条件を明示するための指針を大幅に見直しました。固定残業代制度やみなし労働時間制を採用している場合は、それらを採用していること、計算方法、基本給と固定残業代のそれぞれの額、固定残業代の基礎となる時間数などを明示しなければなりません。適用は平成30年1月1日を予定されていますが、既にハローワークでは求人を出す際、固定残業代がある場合は、何時間分であるかの明記を求められています。

また、固定残業代制度を導入する際は、労働条件通知書や就業規則もあわせて、見直し、変更をするようにしましょう。

~ 詳細については、お問合せください~

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

NFORMATION

2017 年 6 月の人事・総務カレンダー

■6月1日(木)~7月10日(月)

労働保険料の年度更新手続きが開始されます。 本年度につきましても適正な申告にご協力くださいますようお願い申し上げます。

■住民税:特別徵収税額変更

6月給与より住民税の特別徴収税額が変更となります。各市区町村より対象者の通知書が届いているかと思いますので、給与計算する場合はご注意下さい。

■6月12日(月)

5月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

Current Topics

★労働基準関係法令違反に係わる公表事案を掲載 | 厚生労働省

厚生労働省は「労働基準関係法令違反に係る公表事案」をホームページに掲載。今後毎月定期的に更新予定。これについて東京商エリサーチが分析した結果、公表された331社のうち、建設業が115社と最多、次いで製造業76社、サービス業等他68社となっていませ



■編集後記

先日外資系大手企業へ訪問する機会がありました。 応接室だけでなく、実際に就業している場所も見せて もらいましたが、一人ひとりのスペースがかなり広く 取られていました。実はこの会社、ペットボトル持ち 込み禁止です。夏は熱中症が心配では?と思い聞いて みると…なんと別室にフリードリンク、季節の果物が 取り揃えてあり、取り放題でした。各人へタンブラー が支給され、それにコーヒーや各種お茶やドリンクを 入れるようになっているそう。また、社食では管理栄 養士が栄養バランスのよい献立を考え、外で食べる際 も昼食代が800円まで毎日支給なんだとか…。これら は労働条件通知書には一切記載がなかったものです。 目に見えない福利厚生ですね。求人の際には是非一筆 書き入れることをお勧めしてきました。

御社でも独自の制度やお得なこと(自社商品の割引など)がありましたら、求人を出す際には記載されると他社との差別化となります。一度お試しください。

田中社会保険事務所だより Vol. 1706 「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2017年6月15日

発 行 人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所 労働保険事務組合 愛知中央 SR 経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通 2-32

星ヶ丘イーストビル 2 階 A 号室 TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

http://www.sr-tanakaoffice.com Mail: info@sr-tanakaoffice.com